変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2015年３月31日	役員の氏名	ジャミール・カトリ	ナタラージ・ラマクリシュナ

(12)
届　出　日　平成27年４月10日
届　出　者　ケイピーエムジー
住所又は所在地　香港　セントラル　チャター・ロード10　プリンスビルディング８階

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2015年４月１日	役員の氏名	ベニー・リュー、ハンソン・トゥ	スティーブン・ユイン・トゥ

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年４月30日　　国土交通大臣　太田　昭宏

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	番号	図名	摘要
地形図	２万５千分１	平成27年	紋別	4—2	浜佐呂間	調製・多色・柾判
〃	〃	〃	名寄	16—3	三頭山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	札幌	15—2	札幌岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	室蘭	1—4	洞爺湖温泉	〃　〃　〃
〃	〃	〃	盛岡	13—3	平舘	〃　〃　〃
〃	〃	〃	盛岡東	16—3	霞露ヶ岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	青森	12—4	十面沢	〃　〃　〃
〃	〃	〃	弘前	3—4	花輪	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	5—4	大鰐	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	9—4	陸奥田代	〃　〃　〃
〃	〃	〃	秋田	8—3	六郷	〃　〃　〃
〃	〃	〃	福島	8—4	柳橋	〃　〃　〃
〃	〃	〃	白河	6—2	上遠野	〃　〃　〃
〃	〃	〃	水戸	9—1	山方	〃　〃　〃
〃	〃	〃	千葉	6—2	旭	〃　〃　〃
〃	〃	〃	酒田	4—1	藤島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	新潟	8—2	博士山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	11—2	御神楽岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	宇都宮	5—3	古峰原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	7—1	下野藤岡	〃　〃　〃
〃	〃	〃	東京	13—4	武蔵日原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高田	4—4	四万	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	7—4	鳥甲山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長野	10—2	車坂峠	〃　〃　〃
〃	〃	〃	甲府	4—3	富士吉田	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	8—1	鳴沢	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	8—2	富士山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	8—3	精進	〃　〃　〃
〃	〃	〃	静岡	1—3	印野	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	1—4	愛鷹山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	5—1	天母山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	5—2	入山瀬	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	5—3	上井出	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	5—4	富士宮	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高山	1—4	大町	〃　〃　〃
〃	〃	〃	飯田	2—1	伊那宮田	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	2—3	木曽駒ヶ岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	2—4	空木岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	3—2	下市田	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	15—1	金山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	1—2	那留	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取	7—2	神鍋山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高梁	5—3	延助	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高知	11—4	越知	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	15—2	大崎	〃　〃　〃
〃	〃	〃	広島	9—4	坪野	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	13—1	三段峡	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	16—4	上久原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	松山	8—1	鹿野川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	宮崎	10—1	日向青島	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　平成27年５月１日

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第２９０８号

東京都目黒区青葉台１丁目30番６－301号
債務者　株式会社モンド
代表者代表取締役　谷口　利孝
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　篠原　啓輔
４　破産債権の届出期間　平成27年５月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９１５号

東京都荒川区南千住６丁目17番９号
債務者　株式会社エフ・ビー・イワサキ
代表者代表取締役　岩崎　亜子
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　苅安　高明
４　破産債権の届出期間　平成27年５月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月10日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部